

茶園集積推進事業

[令和4年度版]

静岡県農業ビジネス課

【事業概要】 茶園の集積を進めて茶業経営の効率化を図るため、農地中間管理機構を通じて借り受けた茶園において、茶樹改良等の取組を行う場合に、経費の一部を助成します。

【実施主体】 農業経営を行う茶工場、茶工場の中心となる担い手(個人可)
※実質化した人・農地プランの中心経営体に位置づけられている又は位置づけが確実な者

【対象茶園】 機構を通じて新たに借り受け、以下の取組メニューを合計100ポイント以上実施した茶園

【助成額】 定額5万円/10a (県2.5万円/10a、市町2.5万円/10a)

【事業メニュー】

茶樹の改良	取組メニュー	ポイント
乗用摘採機の活用	①枕地の抜根、整地(両側)	17
	②枕地の抜根、整地(片側)	8
	③畝方向の統一(抜開、抜根)	78
	④耕作道整備	17
連坦のための高さ調整	⑤中切り又は台切り	93
	⑥深刈り	37
樹勢回復	⑦土壌改良(堆肥散布)	53
	⑧深耕	51
	⑨初期除草(手取り)	18



機械化
対応



【ポイント計算例】

(例1) ①枕地の抜根、整地(両側)と⑤中切り又は台切りの2つのメニューを実施
17ポイント+93ポイント=合計110ポイント ⇒5万円/10aを助成

(例2) ⑤中切り又は台切りの1つのメニューのみを実施
93ポイントのみ=合計93ポイント ⇒100ポイント以下のため助成なし

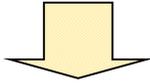
事業実施の流れ

農地中間管理事業

農地中間管理事業への応募(借受希望)

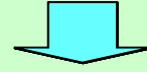


農地中間管理事業による茶園の貸借
(地権者⇒農地中間管理機構⇒担い手)

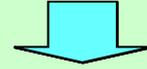


茶園集積推進事業

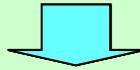
事業要望の申し出(市町、農林事務所等)



市町の予算措置

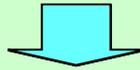


事業実施の申請

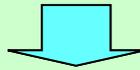


取組メニューの実施

実施確認(実施前、実施中、実施後の写真、作業日誌等の証拠書類の確認)



事業完了報告、助成金請求



助成金支払い ※事業完了後、5年間は耕作を継続

【事業実施に当たっての注意事項】

- ① 本事業は、事業着工前に農地中間管理事業を活用した茶園の利用権設定が完了している必要があります。
農地中間管理事業の手続きには時間がかかりますので、できるだけ早めに市町又は農協、農林事務所に農地中間管理事業の実施について申し出を行ってください。
- ② 本事業は、県と市町との協力により助成を行うため、市町の予算措置が完了したのちに事業実施が可能となります。

【参考】

茶園集積推進事業は、現在植えられている茶樹の改良を行うための事業です。茶樹を抜いて段差解消などの整地工や改植、区画拡大を行う場合は、以下の事業の活用をご検討ください。

- 茶の改植を行う場合・・・茶改植等支援事業
- 切土、盛土により茶園の段差を解消する場合・・・農地耕作条件改善事業
- 区画拡大、集約化を行う場合・・・即効型簡易基盤整備事業

詳しくは、... お近くの農林事務所又は県庁農業ビジネス課へお問合せください。

賀茂農林事務所企画経営課：(0558)24-3611
東部農林事務所生産振興課：(055)920-2158
富士農林事務所生産振興課：(0545)65-2194
中部農林事務所生産振興課：(054)286-9020

志太榛原農林事務所生産振興課：(054)644-9214
中遠農林事務所生産振興課：(0538)37-2269
西部農林事務所生産振興課：(053)458-7212
県庁農業ビジネス課：(054)221-2617